糸魚川市新しい生活様式対応新ビジネス展開事業補助金交付要領

1 目的

コロナ禍の長期化を見据え、既存事業を見直し、業態転換、事業・業種転換、事業規模拡充など新たなビジネス展開に挑戦する市内中小企業等を支援します。

2 補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者に規定する者をいう。)又は個人事業主とします。ただし、市税に滞納がある事業者を除きます。

3 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業とします。

- (1) 新たなサービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルスによる 社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組であること。
- (2) 当該年度中に完了する事業であること。
- (3) 商工会又は商工会議所(以下「会議所等」という。)による相談・助言等の支援を受けながら取り組む事業であること。

※対象事業の例

- ・事業、業種及び業態転換を行う取組(共通)
- ・ 巣ごもり需要に対応した製品を新たに開発(製造業など)
- ・新たにテイクアウト、ドライブスルー販売、移動販売等を開始(飲食店など)
- ・間仕切り工事等により、少人数向けの会食プランを新たに提供(大規模宴会施設など)
- ・客室を改装し、コワーキングスペース事業を開始(旅館など)
- 新たに出張カットを開始(美容院など)
- ・ネット販売に販売方法を転換(衣料品店など)
- ・新たに、オンライン形式での運営を開始(学習塾・各種教室など)
- 新たにECサイトでの販売を開始(その他製造業など)

※対象外事業の例

- ・老朽化した設備の単純な更新
- ・新たなサービス提供等を伴わないキャッシュレス機器の導入

≪対象外事業の考え方≫

- ・顧客に対する新しい商品・サービスの提供を行うことを主目的とする事業が対象であ り、新たな商品・サービス等の提供を伴わない、単なる感染症対策のための衛生設備 購入や事業所内で完結するテレワークの導入などは対象になりません。
- ・新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換を伴わない設備導入は 対象になりません。

4 補助対象経費

次に掲げる経費のうち、補助事業の執行に必要と認められる経費とします。ただし、国、県 その他の団体から助成を受けている場合は、対象経費から当該助成額を除きます。 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、展示会出展等)

※対象企業の従業員に係る人件費・旅費及び消費税は、除きます。

5 補助金額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とし、300,000円を上限、66,000円を下限とします。

※補助対象経費の合計が99,000円未満の事業は、補助対象となりません。

6 補助回数

1事業者につき1回限りとします。

7 申請受付期間

令和3年5月10日から同年6月30日まで

8 申請方法

- (1) 本補助金を活用する事業計画について、最寄りの会議所等にご相談のうえ、申請書類作成に係る指導・助言を受けてください。
- (2) 上記の指導・助言を踏まえ、交付申請書(様式第1号)を作成し、会議所等が作成した支援計画書(様式第2号)の写しを添えて市に提出してください。

9 採択審査

(1) 審査方法

補助金の採択審査は、有識者等で構成する審査会による書類審査とします。

(2) 審查項目

審査項目	審査の視点
目的性・有効性	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、事業継続につながる前向き
	で効果的な取組であるか。
実現可能性	課題が明確に整理され、妥当な計画が組み立てられており、期待
	される効果を実現する可能性は大きいか。
合理性	事業実施に必要かつ適切な事業積算となっているか。

(3) 採択結果の通知

申請者全員に対して、採択(交付決定)又は不採択(不交付決定)の結果を書面で通知します。

10 補助事業実施期間

交付決定日から令和4年3月31日まで

11 補助事業等の変更

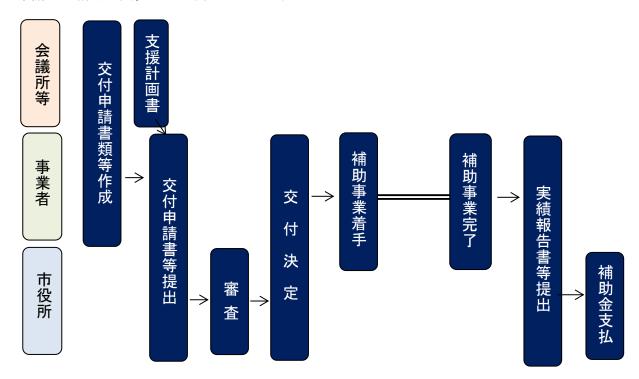
補助金交付決定を受けた事業者は、補助事業等の内容を変更しようとするときは、事前に市

長の承認を受けなければなりません。

12 実績報告

補助金交付決定を受けた事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は 令和4年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)を市に提出してくださ い。

13 申請から補助金支払までの流れ(フロ一図)



14 糸魚川市内商工会·商工会議所一覧

名称	所在地	電話番号
能生商工会	糸魚川市大字能生 1941 番地 7	566-2244
青海町商工会	糸魚川市大字寺地 2153 番地	562-2352
糸魚川商工会議所	糸魚川市寺町2丁目8-16	552-1225

15 提出先・問合先・担当

〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援室 商工労政係

電話番号:025-552-1511 (内線:2311) FAX 番号:025-552-7372

16 その他

本補助金の交付に関しては、本要領に定めるもののほか、糸魚川市補助金等交付規則(平成17年糸魚川市規則第50号)の定めるところによるものとします。